

令和 7 年 第 1 回

大崎町議会臨時会会議録

令和 7 年 1 月 23 日

大 崎 町 議 会

令和 7 年第 1 回大崎町議会臨時会

会 期

令和 7 年 1 月 2 3 日（木） 1 日間

月 日	曜日	本会議	委員会	摘 要
1 月 2 3 日	木	第 1 日		会 期 の 決 定 議案等上程審議

令和 7 年第 1 回大崎町議会臨時会会議録目次

第 1 号（1 月 23 日）（木）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第 1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第 2 会期の決定	5
5. 日程第 3 議案第 1 号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	5
東町長提案理由説明	5
上橋総務課長	5
鷲東慎一議員	7
上橋総務課長	7
6. 休 憩	7
7. 日程第 4 議案第 2 号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議 会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	8
東町長提案理由説明	8
上橋総務課長	9
8. 日程第 5 議案第 3 号 令和 6 年度大崎町一般会計補正予算（第 7 号）	10
東町長提案理由説明	10
上橋総務課長	10
中山美幸議員	11
岩元保健福祉課長	12
穂園教育長	13
中山美幸議員	13
東町長	14
穂園教育長	14
岩元保健福祉課長	15
中山美幸議員	15
草原正和議員	15
穂園教育長	16
草原正和議員	16
穂園教育長	16

鷺東慎一議員	17
岩元保健福祉課長	17
9. 日程第6 議案第4号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第2号）	17
東町長提案理由説明	18
岩元保健福祉課長	18
10. 日程第7 議案第5号 令和6年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号） ..	19
東町長提案理由説明	19
本松水道課長	19
11. 日程第8 議案第6号 令和6年度大崎町公共下水道事業会計補正予算 （第2号）	20
東町長提案理由説明	20
本松水道課長	21
12. 閉 会	22

第 1 号

1 月 2 3 日 (木)

令和7年第1回大崎町議会臨時会会議録（第1号）

令和7年1月23日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名（4番，5番）

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第4 議案第2号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第5 議案第3号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第7号）

日程第6 議案第4号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第5号 令和6年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第6号 令和6年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 藤 田 香 澄

2番 草 原 正 和

3番 岡 元 修 一

4番 鷺 東 慎 一

5番 児 玉 孝 徳

6番 稲 留 光 晴

7番 神 崎 文 男

8番 宮 本 昭 一

9番 吉 原 信 雄

10番 中 山 美 幸

11番 中 倉 広 文

12番 富 重 幸 博

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘

副 町 長	千 歳 史 郎
教 育 長	穂 園 正 幸
総 務 課 長	上 橋 孝 幸
総務課長補佐	石 峯 友 和
保健福祉課長	岩 元 貴 幸
教育委員会管理課長	相 星 永 悟
教育委員会管理課係長	井 元 享一朗
水 道 課 長	本 松 健一郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	久 保 健一朗
次 長	松 元 幸 紀
係 長	上 床 就 路
庶務係主査	隈 本 紀代美

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） これより、令和7年第1回大崎町議会臨時会を開会し、直ちに会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、鷲東慎一議員、5番、児玉孝徳議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（富重幸博議員） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第1号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第3、議案第1号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、一般職の職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給率の改定を行うため、大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 御説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴い、国において給与法が改正されたことを受けまして、本町においてもこの勧告に基づき、大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は、一般職の職員の給与について初任給及び若年

層に重点を置いた給料月額全体の引き上げ、期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ0.05月分引き上げるものと、定年前提任用短時間勤務職員の給料月額の引き上げ、期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ0.025月分引き上げるものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表で御説明いたしますので、1ページをお願いいたします。右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

まず、第16条第2項は、期末手当の額についての規定でございますが、職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員に関する規定でございます。期末手当は6月期及び12月期に支給されますが、6月期は既に支給済みであるため、支給率を改訂せず12月期の支給率を100分の122.5から100分の127.5に改め、0.05月分引き上げるものでございます。また、管理職につきましては、同様に12月期の支給率を100分の102.5から100分の107.5に改め、0.05月分引き上げるものでございます。

第3項でございますが、こちらは定年前提任用短時間勤務職員の期末手当に関する規定でございます。第2項と同じく、6月期の期末手当は既に支給済みであるため支給率を改定せず、12月期の支給率を100分の68.75から100分の71.25に改め、0.025月分引き上げるものでございます。また、同様に、管理又は監督の地位にある定年前提任用短時間勤務職員につきましては、12月期の支給率を100分の58.75から100分の61.25に改め、0.025月分引き上げるものでございます。第17条第2項は、勤勉手当の額についての規定でございます。第1号は、職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員に関する規定でございます。

2ページをお願いいたしまして、勤勉手当は6月期及び12月期に支給されますが、6月期は既に支給済みであるため支給率を改定せず、12月期の支給率を100分の102.5から100分の107.5に改め、0.05月分引き上げるものでございます。また、管理職につきましては、同様に12月期の支給率を100分の122.5から100分の127.5に改め、0.05月分引き上げるものでございます。第2号でございますが、こちらは定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当に関する規定でございます。第1号と同じく6月期の勤勉手当は既に支給済みであるため支給率を改定せず、12月期の支給率を100分の48.75から100分の51.25に改め、0.025月分引き上げるものでございます。また、同様に、管理又は監督の地位にある定年前提任用短時間勤務職員につきましては、12月期の支給率を100分の58.75から100分の61.25に改め、0.025月分引

き上げるものでございます。

次に、2 ページ下段から 8 ページまでは、行政職給料表の改定でございます。現行から改正案の額に改定するものでございますが、改定率につきましては、平均で 3 % の引き上げとなっております。具体的には、初任給を 2 万 1, 0 0 0 円程度引き上げるとともに、若年層に重点を置いた給料月額について引き上げとなっているところでございます。なお、改正後の大崎町職員の給与に関する条例につきましては、令和 6 年 4 月 1 日に遡及して適用することを附則で規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○4 番（鷺東慎一議員） 職員の件でちょっとお聞きしたい部分が、今現在、休職されてる職員等いらっしゃいますよね。病気等を含めたこの休職されてる方の給料も上がっていくのか。上がった場合は、その人数は今、この前一般質問で何人か出たと思うんですけど人数がですね。その人数と議運でもらったこの金額、この総額に対する幾らぐらいの休職者に対する金額が当てはめられるのか、そこの 2 点をお示しください。

○総務課長（上橋孝幸君） 休職されている職員に対する給与の処遇のことについての御質問かと思います。休職されている職員については、現在 3 名いたかと思いますが、まず、職員については年間何日以上勤務しないと昇給できないということがございますので、基本的に休職期間が長い職員については、毎年行われる昇給というのがまずございません。それから、期末勤勉手当につきましても、それぞれ出勤日数に応じて交付する率が決められてございますので、その率に応じて支給するというようなことになっております。

以上です。

○議長（富重幸博議員） 先ほどの質問の中でまだ補足の部分ございませんか。

暫時休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前 1 0 時 0 8 分

再開 午前 1 0 時 1 4 分

—————○—————

○議長（富重幸博議員） 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

執行部のほうから補足で何か今言っておくこともありませんか。後でということではよろしいということです。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑がないということでございます。

質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第1号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第2号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第4、議案第2号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、令和6年人事院勧告に伴う一般職の給与改定及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づき、町長、副町長、教育長及び議会議員の期末手当の支給率の改定を行うため、大崎町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するもの

でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 御説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴う一般職の給与改定及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づき、町長等の特別職に係る期末手当の支給率を引き上げるものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、1ページをお願いいたします。第1条関係は、大崎町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは町長、副町長、教育長の給与等に関するもので、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。第2条第5項は、期末手当の額についての規定でございますが、支給率を年間0.05月分引き上げ、12月に支給する場合の支給率を100分の170から100分の175に改めるものでございます。なお、この規定は、令和6年4月1日から適用することを附則で規定しております。

次に、2ページをお願いいたします。第2条関係は、大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。第5条第2項は、議会議員の期末手当の額についての規定でございますが、これも町長等と同じく支給率を年間0.05月分引き上げ、12月に支給する場合の支給率を100分の170から100分の175に改めるものでございます。この規定につきましても令和6年4月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第2号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第3号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第7号）

○議長（富重幸博議員） 日程第5、議案第3号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,773万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億3,527万5,000円にするものでございます。

歳出の主なものは、国の総合経済対策によります令和6年度非課税世帯臨時給付金、国の人事院勧告に伴う人件費の増額でございます。

歳入は、歳出に伴う国庫支出金の増及び地方交付税の増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、歳出から御説明させていただきますが、人件費につきましては、人事院勧告に伴う調整が主なものでございますので、説明を省略させていただきます。

補正予算書の9ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目10物価高騰対応重点支援事業費につきましては、国の総合経済対策に伴う令和6年度住民税非課税世帯臨時給付金に要する経費でございます。節1報酬から節4共済費までは、職員及び会計年度任用職員に係る人件費でございます。節8旅費3,000円は、会計年度任用職員の通勤手当でございます。節10需用費43万8,0

00円は、事務に係る消耗品費と封筒作成に係る印刷製本費でございます。節11 役務費76万9,000円は、通知書等を郵送する際の通信運搬費と給付金の振込手数料でございます。

10ページをお願いいたします。節18 負担金、補助及び交付金8,840万円は、令和6年度の住民税均等割が非課税である世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付し、また、非課税世帯のうち子育て世帯については、子ども1人当たり2万円を加算して給付する住民税非課税世帯臨時給付金でございます。

14ページをお願いいたします。款9 教育費、項3 中学校費、目1 学校管理費、節10 需用費66万円は、次年度以降の特別支援学級数の増加に伴う教室数を確保する必要があることから、特別支援学級教室を整備するための間仕切り設置に伴う修繕料でございます。節14 工事請負費250万円は、学校生活を含む日常生活において、疾患のため絶えず体を清潔に保つ必要がある生徒の入学に対応できるよう、大崎中学校武道館へユニットシャワー設備設置工事を行うものでございます。

これで歳出を終わります。次に歳入の主なものについて御説明いたします。6ページをお願いいたします。款11 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税2,700万円の増は、財源の調整でございます。款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金9,073万4,000円の増は、住民税非課税世帯臨時給付金事業に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が主なものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。議案第3号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第7号）」について、何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） 若干、質問をいたします。

まず、款3、目10、節18、物価高騰による非課税世帯の臨時交付金について伺いますが、本町では均等割非課税世帯ということが明記されておりますが、課税については均等割と所得割、これ両方あったと思いますが、所得割が今回のこの支給について加味されてないということなのかどうかということがまず1点。

それと、子どもに対する2万円の給付対象は220名余りということなんですが、対象外の子どもたち、これは何人いらっしゃるのか。これについてお答えをいただきたいこと。

それから、物価高騰、これは非常にどの家庭でも影響を受けてるわけです。そうしたときに国のこういう政策が出た場合、非常にほかの子どもたち、その対象とならない子どもたちを持つ家庭、これも同じような物価高騰の影響を受けてるわけです。そうした場合に、本町では本町独自の予算措置、そういったものは考えられな

かったのかどうか。やはり、ここについては私は考える必要があるのかなと思いますし、また、子育てしやすい町を目指してる町長の話もありますが、そういったことを考えるのであれば、やはり、これは検討する余地があったのではないかな。この給付に当たって、そういった検討話されなかったかどうかということ。

それから、14ページ、款9学校管理費、項3中学校費、目1学校管理費、節10及び節14における修繕費とシャワー設置費が316万円計上してございます。前回よりシャワールームが広く設計されたということについては高く評価をいたします。しかしながら、ここの説明書を見てみると、特別支援学級の内訳、これが令和6年度5学級、令和7年度8学級ということなんです。そうしますと3学級増えるわけです。そうした場合の職員、これについてどういう考えを持っているのか。特別支援学級の場合は、文科省のいろんな規格を見てみますと、学級数に乗数を掛けるということが明記されてるようです。乗数を掛けた場合の令和6年度から令和7年度にかけた3学級増加した部分の職員の増加部分、何人に当たるのか。そして、それが補充できるのかどうか。そうしますと、かなりの人数の教職員が私は補充されないとおかしいんじゃないかと思いますが、もう既に教職員の異動等々については議論なされてるんじゃないかなと思いますが、その中でも本町における予定というのは、もう既にわかっているわけです。そういったところを教育長のそういった会議の中で議論されて、本町における支援学級の支援をする教職員の増、それはどうなっているのか。そういったことについてお答えをいただきたいと思います。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） まず、給付金事業の件でお答えいたします。

まず、国のほうから示されております低所得世帯支援枠の内容につきまして、今、示されているのが個人住民税均等割が非課税の世帯ということが示されておるため、均等割の非課税世帯のみを対象とさせていただいております。1世帯当たり3万円を目安とし、18歳以下の子どもに対しては2万円を加算するということでしたので、まずは、その低所得世帯支援枠を進めるということで、今回、予算を計上させていただきました。給付金額の8,840万円につきましては、その対象見込みの世帯数を2,800世帯、児童数を220名というのを最大値ということで予算計上させていただいておりますが、直近で18歳以下のいる世帯数を抽出させていただいたところ、現時点では18歳以下の子のいる世帯が827世帯で児童数が1,605名、そのうち非課税の世帯が97世帯で、今回の給付対象が182名というのが現時点での数字でございます。今後、新たに生まれた場合は、その方も今後申請していただければ対象となる見込みにはなっております。差し引きますと1,423名の児童は、今回、課税世帯ということで対象になっていないところですが、現時点では国の事業を進めていきたいと思ってるところです。

以上です。

○教育長（穂園正幸君） 先ほど御質問がありました特別支援学級における教員等の定数の件につきまして、お答えいたしたいと思います。

今現在のところの予定でございますが、知的障害の学級が令和6年度は2学級ですが、令和7年度は4学級に2学級増加する予定です。また、自閉症・情緒障害の学級につきましては、令和6年度も令和7年度も3学級になります。また、新たに視覚障害の学級が令和6年度はありませんでしたが、令和7年度は1学級増える予定でございます。計しますと令和6年度特別支援学級は5学級だったのが令和7年度は8学級になる予定で、3学級増加するという予定でございます。御案内のとおり、令和7年度の教職員の定数につきましては、基準日が4月6日、入学式の日が基準日になります。このときの児童生徒数で学級数は確定になります。今のところ予定しているのが8学級ということですので、教職員につきましては、各特別支援学級の教職員は学級担任が1人ずつ付きますので、現在は5名が特別支援学級の担任で5名おりますが、令和7年度、8学級になりますので3名増ということになります。これは県費負担教職員になります。また、令和7年度の視覚障害ですが、弱視の子どもが中2に入りますので、また中学校3年生を卒業すると、この弱視の学級はなくなる恐れがあります。そういう場合には、県と協議をいたしまして、臨時的任用職員を配置するというようなことにもなっております。先ほど申し上げたとおり、4月6日が基準日でありますので、ちょっと流動的な部分もありますが、現在のところはそういうような定数の状況でございます。

以上です。

○10番（中山美幸議員） まず、物価高騰に対する非課税世帯の部分ですが、非課税世帯、住民税については均等割と所得割というのがあったんじゃないですか。だけど、本町については、ほかの市町村は均等割及び所得割の課税の部分が非課税世帯になってる部分というところもあるようです。今、お話をお伺いすると、住民税の均等割部分だけが非課税の部分と、私はこれ2つが一緒になってということを考えてるんですが、住民税の場合ですね。所得割の場合は10%でしたか、何かそんなのが私はあったと思うんですが、そこをどのように考えていたのかということです。

それから、児童数を今教えていただきましたけども、そうしますと、これ町長にお伺いします。町長、1人1万円ずつ給付する。対象外の子どもたちにも給付する。子どもだけです。その3万円は除いて子どもたちだけでも給付する考えがあれば、1万円ずつした場合に1,400万円ですか。2万円ずつ給付すると2,800万円です。そういったお金というのは、これふるさと納税等々を使えば充当できる

んじゃないですか。今後、そういった考えはないのか改めて伺います。今2点ですね。

それと、中学校のシャワー、もしくは特別支援学級のことについて伺いますが、じゃあ、令和7年度4月6日以降、このままの予定で行きますと、じゃあ職員が3名増員されるということですね。予定だということですね。そうした場合の文科省はクラス数掛ける乗数があったと思いますが、教育長はその乗数というのを考えられて県教育委員会等々の人事担当との話をなされたのかどうか。その点についてお知らせください。

○町長（東 靖弘君） 先ほど御質問いただいたところでありますが、今回の国の経済対策による非課税世帯臨時給付金の件につきまして、課税世帯も非課税世帯も同様なショウ物価等の高騰によって相当生活が厳しい状況があるというような御質問でありました。それで、そういったことに対する検討はしなかったかという御質問でありましたので、まず、そのことについては、今回は検討しておりませんでした。それは、こういった非課税世帯の臨時給付金だけが対象になっておりましたので、私としてはそこまで気づいてなかったというところがあります。それは反省すべきところだったなとも指摘を受けて思ったところでもあります。やはり、今の経済情勢の中で、日常生活による食材費の高騰とか、あるいは燃料費とか、あるいは肥料代とかいろんな面で物価が相当上がっております。そしてまた、農産物等においても高値であったけれども、生産量が落ちていたのでなかなか収入の確保が難しいというようなことがたびたび新聞等で報道をされているところでもありますので、そういったことを考えると、課税世帯であっても非課税世帯であっても、今のこの状況の中では、やはり何らかのこういった支援対策を交付していくべきではないのかなということを考えて、そういったところを考えているところでもあります。今回、なかなかそこまで察することができなかったんですけども、お隣の志布志市においてもそれをやっておられるということでもありますので、そういったことを参考にしながら、また財を確保しながら、やはり課税世帯等においても同様と言いましょうか、御質問いただいたような対応とかそういったことはやっていくべきだろうと認識しております。そしてまた、それが当初なのか補正なのか、財源等になりますけれども、今後、前向きにそういったことは取り組んでまいりたいと考えております。

○教育長（穂園正幸君） 先ほど特別支援学級に関する教員の定数の件につきまして、文科省のほうの乗数の部分というのがありました。御案内のとおり、その文科省のルールに則りまして、この乗数につきましては通常の学級、それから特別支援学級まで含めた学級数に応じて乗数等もありますので、それに従って人の配置を要求するという事になっておりますので、そのように今手続きをしているところでござ

いますので、総体的な学級数と特別支援学級と通常の普通の学級数とも勘案して、含めて総体的に定数を決めるということで、おっしゃるその乗数の部分も含めた要求をするということで、ルールに則って、今手続きをしているところでございます。以上です。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 給付金の先ほどの非課税の世帯の件ですが、国から示されている資料によりまして住民税の均等割が課されていない者というのが基本となっております。所得割については規定がされておりませんで、これまでの給付金でも均等割のみが課税されているという給付金もございましたことでもありましたので、基本的には均等割部分だけを対象とさせていただいてると思ってると思います。以上です。

○10番（中山美幸議員） まず、町長から前向きな回答をいただきました。ぜひ町長、今回、特に燃料代、これはものすごく高騰してるんです。そうした場合に、保護者の方々が塾の送り迎えだとかいろんなことを考えた場合には、やはり、これは非課税世帯であろうが課税世帯であろうが、多少なりとの支援をすべき。そして、ましてや大崎町は子育てをしやすい町だということを目指してるのであれば、なおさらのこと、やはり町長、それはぜひ実行していただきたいと強く要望申し上げておきます。町長もその気があるような答弁でございますので、御期待を申し上げておきたいと思います。

それと、教育長からの答弁がありましたが、乗数を掛けてみますと3名ではなくてももう少し私は職員の数というのは増えるんじゃないかなと考えてるんですが、もう少しその乗数、それから国の定めているきまり、そういったものをもう少し考えていただいて、本当に子どもたちが幸せな学校生活、そういったものが送れるような学校教育ということを考えていただかないと、子どもたちかわいそうですよ。いつも申し上げておりますが、学校に行っている、学校に通っている、教育を受けなければいけない、受ける権利のある子どもたちに軸足を置いて検討をしていただきたい。自分たちの仕事がやりやすい方向で検討してもらっては困ります。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

○2番（草原正和議員） 特別支援学級について伺います。特別支援学級3クラス増えるということですが、この特別支援学級に行ってる生徒の方全員は、大崎中学校にそういう教室を設置すれば行きたいという方たちだという認識でよろしいでしょうか。親の都合でそういう専門の学校に送り迎えが大変だから、設置してくれるなら近くがいいんだけどと、保護者の都合じゃなくて、子どもたちが大崎中学

校、みんなと一緒に進級をしたいという要望があるという認識でよろしいでしょうか。ちゃんとそこまで調査がされてるでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） この特別支援学級を含めて特別支援学校というのが鹿屋市にあります。それから、通級指導ということでことばの教室とかそういう情緒的なのである学校に、大崎町にもありますけれど、あるいは香月小学校、そういうところに通級して指導を受ける、こういう３段階あります。通級指導、それから特別支援学級、そして特別支援学校とあります。そういう３段階あるうちに、この子どもはこういう困り感があるので、どんなふうにそこに行ったほうがいいのかというのは、教育支援の会議がございます。町の段階であります。これは医学的な視点、あるいは特別支援学校の先生が見てもらって心理的な部分とかというような、学校長も含めて、その会議の中で子どもの日常生活のこととか話し合いまして、この子どもは特別支援学級が適だな、この子は通級に適だな、あるいは、この子どもは特別支援学校が適だなということで、そういう会議を持ちます。その後、担当の親御さん方に、こういうようなことで一番望ましいのはこうですがいかがですかということで、保護者のほうに話をします。そして、じゃあ特別支援学級でお願いしますとか、あるいは、特別支援学校に行かせたいという場合もありますし、いや、先ほど議員がおっしゃるように地元の学校の特別支援学級ではどうかというようなのも相談を受けますので、また協議を話し合いをしながら、では学校のほうでとかそういうようなプロセスを踏んでそういうような学級とか、あるいは通級とか特別支援学校とか、そういうふうに通学していただくというような手続きがございます。

以上でございます。

○２番（草原正和議員） 今の説明であると、そういう会議等で話し合っ、保護者のほうにどうだという話をして、子どもとの話し合いというのは家庭に任せてという解釈でよろしいでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） もちろん決定とかそういう部分については保護者とですが、子どもの実態等は一番学校の中で教職員がおりますので、子どもたちとか検査をしたり、WISC（ウィスク）という検査があるんですが、そういう検査を子どもとしたり、あるいは面談をしたり実態を把握しながら、その実態も会議の中でも話し合いまして、子どもたちとも十分日常の学校生活の中で会話をしながら、そして、そのことも親御さんにも伝えて、こんなところに、例えば、視覚的な部分は得意だけれども聴覚的な聞く力のほうがちょっと弱いとか、いろんなのがありますので、そういうような実態も子どもと話をしながら、その子どもと話をする資料を持って会議等が行われると、そう御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（富重幸博議員） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

○4番（鷲東慎一議員） もう大体皆さんが質疑したので、1点だけちょっと、非課税世帯の給付金ですね、この子たちの。先ほど課長のほうから、もらった予算では220名と書いてあるんですけど、実質182名という説明でしたが、これは何世帯ですか。世帯数だけちょっと教えていただければ。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 直近で調べましたところ児童数が182名で、世帯数は97世帯となっております。

以上です。

○議長（富重幸博議員） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第3号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第7号）」については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第7号）」については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第4号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（富重幸博議員） 日程第6、議案第4号「令和6年度大崎町国民健康保険事業

特別会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８７万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１９億３，９１０万７，０００円とするものでございます。今回の補正は、令和６年人事院勧告に基づく人件費の増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告に伴います会計年度任用職員に係る人件費の補正でございます。

まず、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の７ページをお開きください。款４保険事業費、目１保健衛生普及費、節１報酬及び節４共済費の合計３０万９，０００円の増額及び、次の目１特定健康診査等事業費、節１報酬から節４共済費までの合計５６万３，０００円の増額は、国民健康保険事業における会計年度任用職員の人件費になりますが、いずれも人事院勧告による補正でございます。

以上で歳出を終わりました。次に歳入を御説明いたします。６ページをお願いいたします。款４県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金、節２保険給付費等交付金８７万２，０００円の増は、説明欄にあります交付金分でございますが、歳出に対します財源の調整として増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。議案第４号「令和６年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」について、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第４号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第4号「令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」
については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第5号 令和6年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（富重幸博議員） 日程第7、議案第5号「令和6年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、収益的支出の予定額を2億874万2,000円に、資本的支出の予定額を1億6,458万9,000円とするものでございます。補正の内容としましては、令和6年人事院勧告に伴う人件費の補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○水道課長（本松健一郎君） それでは、御説明いたします。

お手元の補正予算書11ページをお願いいたします。参考資料で御説明させていただきます。収益的支出の支出でございます。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費の1万円の増と目3総係費の50万4,000円の増につきましては、先ほどもありましたとおり、職員及び会計年度任用職員の人事院勧告に基づく給与月額改定に伴う補正増でございます。

12ページをお願いいたします。資本的支出の支出でございます。款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良事業費39万7,000円の増額ですが、人事院勧告に基づく工務係職員の給与月額改定に伴う増でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。議案第5号「令和6年度大崎町水

道事業会計補正予算（第２号）」について、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第５号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第５号「令和６年度大崎町水道事業会計補正予算（第２号）」については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第５号「令和６年度大崎町水道事業会計補正予算（第２号）」については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第８ 議案第６号 令和６年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第２号）

○議長（富重幸博議員） 日程第８、議案第６号「令和６年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、収益的支出の予定額を２億２,４５７万１,０００円とするものでございます。補正の内容としましては、令和６年人事院勧告に伴う人件費の補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○水道課長（本松健一郎君） それでは、説明させていただきます。

7ページをお願いしたいと思います。参考資料で説明をいたします。収益的支出の支出でございます。款1下水道事業費用、項1営業費用、目3総係費の27万円の増額につきましては、職員2名分の人事院勧告に基づく給与月額改定に伴う月例給の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。議案第6号「令和6年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第2号）」について、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第6号「令和6年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号「令和6年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（富重幸博議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本臨時会の全日程を終了いたしましたので、令和7年第1回大崎町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時56分